

事務連絡

平成21年4月23日

入国者収容所次長 殿
地方入国管理局次長 殿
地方入国管理局支局次長 殿

法務省入国管理局警備課
警備指導官 山下 由紀夫

被収容者の死亡事故の発生に伴う同種事故の再発防止の徹底について（通知）

今般、当局収容施設に収容中の中国人男性が貸与中の電気ポットの電源コードを使用し、単独居室内において縊首により死亡するという事案が発生しました。

については、各収容所・地方入国管理官署におかれては、平素から被収容者の動静監視に努めるなど必要な措置を講じ、自損事故の未然防止に努めているものと思っておりますが、被収容者の死亡という本件事案の重大性にかんがみ、改めて下記1について部下職員に対して指導を徹底するとともに、下記2について速やかに所要の措置を執り、同種事案の再発防止に努められたく、通知します。

記

1 部下職員への指導を徹底すべき事項

- (1) 常日頃から、被収容者の心情把握に努めるとともに、特に特異な言動を繰り返す被収容者については、その動静監視に万全を期すこと。
- (2) 収容施設内において人命に関わると思われる保安上の事故を発見した場合、直ちに救急車の出動を要請することを徹底するなど、初動対応について再確認すること。

発見者や看守勤務員が直ちに必要な措置を施すことは重要であるが、そのことによって、救急車の出動要請が遅くなることがあってはならない。

2 所要の措置を執るべき事項

- (1) 居室内において被収容者に貸与している電気ポット等の電源コードや [] [] などが自損行為に使われることのないよう [] などにより改善すること。
- (2) 居室内に監視用カメラを設置している場合、壁際を含む居室内全域が監視可能となるよう監視カメラの広角化などについて改善すること。

本信写し送付先

広島入国管理局下関出張所長

福岡入国管理局鹿児島出張所長